

【注意事項です→まず初めにご確認下さい】

- 【1】 事業所の新規登録はお済みですか？（一旦ご登録頂ければ期限なく有効です）
- 【2】 東京中央地域産業保健センター（以下当センター）への電話による事前連絡はお済みですか？（電話で事前連絡頂きませんと申込が無効になります）

【必要な手続きと書類(1)】

→ 【労働者の健康管理に係る相談(メンタル含む)】

【1】 面接までの流れ

- ①まず電話で、センター宛てご連絡下さい。必要事項をセンターからご説明いたします。
- ②下記2つの書類をセンターあてFAX送付して下さい。
 - 「健康相談・面接指導 利用申込書」に必要事項をご記入のうえFAXで送付して下さい
→作成頂く「[健康相談・面接指導利用申込書](#)」は別紙PDFを印刷してお使い下さい。
 - 「現在の状況について」に必要事項をご記入のうえFAXで送付して下さい
→作成頂く「[必要書類\(1\):現在の状況について](#)」は別紙PDFを印刷してお使い下さい。
- ③上記書類のFAXが着信しだい、センターから健康相談開設日(面接候補)をFAXいたします。
- ④FAXされた候補日のうち、面談希望日をFAXにてご返送下さい。
- ⑤最終面談日が決定しだい、センターから「最終確定日を記載したFAX」を送付いたします。
- ⑥面談日当日の指定された時間に面談場所までお越しください。
- ⑦[FAX送付先および面談実施場所](#)はトップページに記載しております。

【2】 面接指導当日、ご本人に持参頂く書類は特にございません

【3】 注意事項

- 当センターの利用は無料ですが、利用回数に制限があります。事業年度(4月～翌年3月)のなかで、1事業所あたり2回までです。
- 中央区・千代田区・文京区・伊豆諸島以外の、他地域の支店等に所属の労働者の面談については、当該事業所が所在する地域の地域産業保健センターをご利用下さい。